

一般教育訓練明示書

講座の名称	大学院看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程 修士論文コース																
実施方法	通学（ 昼間 ・ 夜間 ・ 土 ）																
指定講座番号	0	1	2	0	1	9	9	-	1	4	1	0	0	1	2	-	9
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象 講座の指定期間 平成22年4月1日					過去一 年の講 座実 績		入講者数 3人 (令和3年度実績)					修了者数 4人 (令和3年度実績)				
訓練期間	24ヶ月							総訓練時間					630時間				
1. 教育訓練目標																	
①取得目標とする資格の名称、目標レベル						修士(看護学)											
②①に係る資格・試験等の実施機関名称						札幌市立大学大学院											
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等						・大学(短期大学を除く)を卒業した者、または学士の学位を授与された者 ・看護学系の短期大学・専門学校を卒業し、本学大学院における個別の入学資格審査により出願資格を認められた者 など ※詳細は募集要項を参照											
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況						高度看護実践者、看護管理者、看護教育者・研究者、看護政策行政職、医療・福祉コーディネータ ほか 保健・医療・福祉施設における高度先進医療の実践者としての高度専門職業人、当該施設における看護管理者、教育者・研究者、大学等教育機関での教員、行政機関での看護職、企業等での研究者 ほか											
2. 教育訓練の内容																	
教科（カリキュラム）								時間		使用教材名							
①研究科連携科目 高度な看護学の専門性を支える広い視野と知識を修得する。								60時間		シラバスを参照							
②専門基礎科目 各専門分野に求められる基礎理論及び研究活動を展開するための方法論等を修得する。								120時間		シラバスを参照							
③専門科目 各専門分野ごとの理論を深めるとともに、必要な能力や技法等を修得する。								210時間		シラバスを参照							
④研究 学生自身が課題を追求・設定した上で研究に取り組み、その成果を修士論文としてまとめる。								240時間		シラバスを参照							
3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）																	
①受講するに当たって必要な実務経験等						特に求めないが、「社会人特別選抜」で出願する場合は、保健医療福祉施設等での実務経験を3年以上有する者とする。											
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準						入学試験を実施し、本課程で学ぶ上で必要な知識や能力を学力検査により総合的に判定する。 〔学力検査等の内容: 英語(TOEICスコア)、筆記試験(専門科目)、面接(口頭試問を含む)〕											
③その他						なし											

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度内の受講修了者数	4	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	4	人	受験率(②/①)	100.0	%
③ ②のうち合格者数	4	人	合格率(③/②)	100.0	%
④ 上記②・③の回答者数	4	人			

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数	1	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員		人	②A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	1	人		
	3 その他の就業(自営業等)		人		1人
	4 非就業		人	②B: 非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ		人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる		人		
	3 社内外の評価が高まる		人		
	4 円滑な転職に役立つ		人		
	5 趣味・教養に役立つ		人		
	6 その他の効果		人		
	7 特に効果はない	1	人		1人
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる		人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる		人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる		人		
	4 趣味・教養に役立つ		人		
	5 その他の効果		人		
	6 特に効果はない		人		0人
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した		人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した		人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した		人		
	4 就職していない	1	人		1人
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足		人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足		人		
	3 どちらとも言えない	1	人		1人
	4 やや不満		人		
	5 大いに不満		人		

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

前年度内の受講修了者4人のうち3人が就業している。

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	履修科目についての試験の結果、その他必要な項目の評価を行うとともに、研究活動の最終成果物となる修士論文について、論文審査会において論文の水準や倫理面等から審査を行い、可否を判定する。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	該当なし

6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

博士前期課程に2年以上在学して所定の授業科目を履修し、30単位以上の単位を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、本学大学院が行う修士論文の審査及び最終試験に合格する。
修了認定時期は、3月または9月とする。

一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法

(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	学生一人ひとりを担当する研究指導教員を置き、履修指導や学生生活相談に応じる。指導教員は、マンツーマン体制で個々の学生に接し、適切な学修が進められるよう指導や助言を行う。
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	研究指導教員が学生の就職相談に応じるほか、キャリア支援室において、就職支援アドバイザーが求人の情報提供等を行う。

8. その他の事項

指定教育訓練実施者名 及び代表者名	公立大学法人 札幌市立大学 (代表者名: 理事長 中島 秀之)
住所及び連絡先	札幌市南区芸術の森1丁目 TEL 011-592-2300
施設名称及び施設長名	札幌市立大学大学院 (施設長: 学長 中島 秀之)
住所及び連絡先	札幌市中央区北11条西13丁目 TEL 011-726-2500
給付制度担当部署・者	事務局桑園事務室 教務係
連絡先	TEL 011-726-2500

一般教育訓練経費 支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可能	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)	817,800 円
	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	282,000 円
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	535,800 円
	(うち、必須教材費	0 円)
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)	535,800円+別途
	① 副読本代(税込額)	別途
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	0 円
	③ 施設維持費(税込額)	0 円
	④ 2年次受講料(税込み)	535,800 円
	⑤ その他(総合保障制度Will(傷害保険・賠償責任保険))	別途
	3. 総額 (1+2) (税込額)	1,353,600円+別途

〔特記事項〕

注) 一般教育訓練給付金の対象となる経費は、入学料+1年次(1年目)の受講料に限られます。

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料・授業料(最大1年分)に限られます。
- (2) 受講料・授業料には、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、支給申請時点での未納の額も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料・授業料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書の発行後、受講料・授業料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。